

日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2023-014 事件

競技者氏名：

競技種目：自転車競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

2024年8月27日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

副委員長 山内 貴博

山内 貴博

聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.1.2.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、2024年8月19日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

2024年8月27日

山内 貴博 山内 貴博

武者 春樹 武者 春樹

山田 永子 山田 永子

記

〔決 定〕

- ・ 本規程 2.1 項及び同 2.2 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び同 10.10 項に従い、検体採取の日である 2024 年 3 月 10 日から暫定的資格停止期間の開始日である同年 4 月 26 日までに獲得された競技者のすべての個人成績（2024 年 3 月 10 日に開催された「第 18 回明治神宮外苑大学クリテリウム」における競技成績を含むがこれに限られない。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.2.2 項により、2024 年 4 月 26 日より 2 年間の資格停止とする。

〔理 由〕

1. 本件は、後述するとおり、競技者に対して公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が実施した競技会（時）検査（以下「本件検査」という。）において、競技者の検体から禁止物質が検出されたという事案であるところ、競技者は、本規程 22.1 項に基づき本規程の遵守を受諾している公益財団法人日本自転車競技連盟に登録することによって本規程に同意しており、したがって、競技者には本規程が適用され、かつ JADA の結果管理権限に服する。
2. 2024 年 3 月 10 日、14 時 29 分から同日 15 時 49 分にかけて実施された競技会（時）検査において、競技者の尿検体からツロブテロール（Tulobuterol）が検出されたが、これは 2024 禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S3.ベータ 2 作用薬」において禁止物質とされているため、本規程 2.1 項及び同 2.2 項に定める「禁止物質」に該当する。当該尿検体の分析を行ったのは世界アンチ・ドーピング機構（WADA）認定の分析機関である株式会社 LSI メディエンスであり、その手続には適用される国際基準からの乖離はなかったと認められる。これに対して競技者は、B 検体についての分析を要求しなかったため、B 検体の分析は実施されなかった。また、競技者は、本聴聞会（暫定聴聞会を含む）において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。
3. そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）及び同 2.2 項（競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること）の違反が認められ、同 9 条及び同 10.10 項に基づき、検体採取の日である 2024 年 3 月 10 日から暫定的資格停止期間の開始日である同年 4 月 26 日までに獲得された競技者のすべての個人成績（2024 年 3 月 10 日に開催された「第 18 回 明治神宮外苑大学クリテリウム」における競技成績を含むがこれに限られない。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪される。
4. 上記検出物質は、「禁止物質」に該当するものである一方で、禁止表における「特定物質」に該当するところ、競技者は、以下のとおり主張し、特定物質を意図的に使用したものではなく、本件処方薬をあくまで治療目的で使用したものであり、パフォーマンスの向上のために使用したものではなかった旨主張している。
 - (1) 本件検査に先立つ 2024 年 2 月 10 日に、喉の痛み、咳、痰の症状を抑えるために医師から処方され、試合当日である同年 3 月 10 日の早朝に咳の症状を抑えるために使用した処方薬であるツロブテロールテープ（以下「本件処方薬」という。）に上記検出物質が含まれており、これが陽性判定の原因として考えられる。
 - (2) 競技者は、診察の際に医師に対し自転車競技をしていることを伝えていた。
 - (3) 診察において医師から「風邪である」との説明を受け、処方された薬はすべて風邪薬であると理解していた。
 - (4) 試合当日、所属する自転車競技部のマネージャーより、当該処方薬は禁止物質を含むかもしれないからやめた方がよいとの助言を受けて直ちに本件処方薬の使用を中止した（その結果、使用していた時間は 2 時間程度であった。）。
 - (5) 本件検査にあたり、本件処方薬を使用したことについて正直に申告した。
5. 競技者の上記主張は、本聴聞会における競技者本人の証言、JADA から提出された各文書（Doping Control Form 等）並びに本聴聞会の全趣旨により、事実として認定することができる。
6. これに対し JADA は、競技者の上記検出物質が本件処方薬に由来することを認め、競技者による上記検出物質の使用が意図的であった旨の主張・立証は特段行っていない。
7. したがって、本件は、JADA が本件違反が意図的であった旨立証できた場合に該当しないことから、本規程 10.2.1.2 項及び同 10.2.2 項に従い、資格停止期間は原則として 2 年間となる。

8. そこで、続いて、本規程 2.1 項及び同 2.2 項違反についての競技者の過誤又は過失の存否及びその程度が問題となるところ、本聴聞会に提出された証拠及び本聴聞会の全趣旨によれば、競技者が本件処方薬を使用した経緯等について、以下の事実を認定することができる。
- (1) 禁止物質が体内に入らないようにすることは、競技者が自ら取り組まなければならない責務であること（本規程 2.2.1 項参照）から、競技者は、アンチ・ドーピング規律との関係において、医師の選定についても自ら責任を負う（本規程 10.5 項の解説参照）。にもかかわらず、競技者は、受診する医師を、単に当時の住居に近いという理由により選択しており、当該医師の専門領域は呼吸器科ではなく、スポーツやドーピングに関する知識があることもうかがわれなかった。
 - (2) 競技者は、受診の際に、医師に対し、自転車競技をしていることは伝えたが、自分がドーピング検査の対象になる可能性があることは伝えておらず、禁止物質を含む医薬品は処方しないよう求めてもいなかった。
 - (3) 本件処方薬はぜんそくの治療のために用いられ、禁止物質を含むことは比較的良好に知られていたものである。競技者がインターネット検索等を行えば、本件処方薬が禁止物質を含むことは容易に知りえたにもかかわらず、競技者はそのような調査を行わなかった。
 - (4) お薬手帳に、本件処方薬は「気管支を拡張する薬 呼吸を楽にする薬」と明記されており、これを読めば、風邪の症状を抑える薬とはいえないことを理解できたにもかかわらず、競技者はお薬手帳の記載を読まなかった。
 - (5) 競技者はぜんそくの既往歴はない。本件処方薬を使用する必然性は必ずしも高くなく、事後的 TUE の申請も、そのことを理由に却下されたと推察される。
 - (6) 競技者の競技歴は 5 年程度あり、その間にドーピング検査が行われる可能性のある競技大会に複数回出場していたにもかかわらず、アンチ・ドーピング規律について積極的に知識を得ようとはしなかった。
9. 他方、競技者が、これまでの間、所属競技団体や所属大学においてアンチ・ドーピング教育を受ける機会が多くはなかったこと、今回の違反が 1 回目の違反であること、関係者の忠告を受けて本件処方薬の使用を直ちに中止し、本件検査の際に本件処方薬の使用について素直に自己申告していること、JADA も、競技者に重大な過誤・過失はなかったとの主張を争ってはいないこと等、競技者にとって有利な事情を最大限考慮したとしても、以上の各事実によれば、本件違反について重大な過誤も重大な過失もないことを競技者が立証できていないといわざるを得ない。よって、本規程 10.6.1.1 項による資格停止期間の短縮を認めることはできず、本規程 10.2.2 項の原則どおり、競技者を 2 年間の資格停止とするのが相当である。
10. 本件では、JADA 担当者による 2024 年 4 月 26 日の通知以降、本決定に至るまで、本規程 7.4.2 項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては 2024 年 8 月 19 日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、同 10.13.2.1 項により、競技者の資格停止期間の始期は 2024 年 4 月 26 日とする。
11. 以上より、上記の決定をするに至った。
12. なお、競技者は、国際レベルの競技者ではないことから、本規程 13.2.2 項及び 13.6.2 項に基づき、本決定に不服がある場合には、本決定の受領の日から 21 日以内に、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（東京都千代田区平河町 2-4-13 ノーブルコート 403）に対し、不服申立てを提起することができる。

以 上